

朗報！訪問販売における 再勧誘が禁止されました



★平成21年12月1日に「特定商取引に関する法律」が改正され、訪問販売の規制が強化されました。

★訪問販売業者は、一度その商品の購入を拒否されたら、同じ商品を再び勧誘することは、**原則、禁止されました。**

- ☞ 法律が改正されたからといって、油断は禁物です。玄関を開ける際は、必ず相手を確認しましょう。
- ☞ はっきり断っているのに、帰らない場合は、「警察を呼びますよ。」と言うなど毅然とした態度でのぞみましょう。

「訪問者 扉開けずに 確かめる」
商品及びサービスに係る契約等のご相談は…
福岡市消費生活センター相談コーナー TEL:092-781-0999
☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。